

富山市高齢者後付安全運転支援装置設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則(平成17年富山市規則第36号)に定めるもののほか、富山市高齢者後付安全運転支援装置設置補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、後付安全運転支援装置を購入した者に対し、その購入に要する経費(取付けに要する費用を除く。以下「補助対象経費」という。)の一部を補助することにより、運転者の安全運転意識の向上を図り、交通事故の防止及び事故時の被害軽減に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 後付安全運転支援装置 後付安全運転支援装置の性能認定実施要領(令和2年国土交通省告示第479号)第3条の規定による認定が行われた後付ペダル踏み間違い急発進抑制装置をいう。
- (2) 自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車(自家用のものに限る。)をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を満たす個人とする。

- (1) 申請日において、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 65歳以上の者(令和7年度中に65歳となる者を含む。)であること。
- (3) 自動車運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの交付を受けている者であること。
- (4) 後付安全運転支援装置を設置する自動車の使用者又は所有者であること。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じた額とし、3万5千円を限度とする。
ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1台1回までとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、富山市高齢者後付安全運転支援装置設置補助交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

い。ただし、当該書類により証明すべき事項を公簿等により確認することができる場合は、当該書類を省略することができる。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 自動車運転免許証の写し
- (3) 後付安全運転支援装置の購入に要する費用の見積書の写し
- (4) 後付安全運転支援装置の機能が確認できる書類の写し
- (5) 住民票の写し(申請日前3月以内に発行されたもの)
- (6) 市税の完納が証明されている納税証明書(申請日前3月以内に発行されたもの)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、富山市高齢者後付安全運転支援装置設置補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、後付安全運転支援装置の設置が完了したときは、完了の日から起算して10日以内に、富山市高齢者後付安全運転支援装置設置補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 後付安全運転支援装置の購入に係る領収書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該実績報告書等の書類の審査により補助金の額を確定し、富山市高齢者後付安全運転支援装置設置補助金額確定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月3日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年2月27日改正)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(表面)

様式第1号(第6条関係)

富山市高齢者後付安全運転支援装置設置補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)富山市長

住 所	
フリガナ	
氏 名	
電 話	

富山市高齢者後付安全運転支援装置設置補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

後付安全運転支援装置の名称	
自動車登録番号 (ナンバープレートの番号)	
補助対象経費 (購入にかかる費用)	金 円(税込み)
補助金交付申請額※	金 円

※ 補助対象経費×1/2 1,000円未満切り捨て、上限35,000円

添付書類

- (1)自動車検査証の写し
- (2)自動車運転免許証の写し
- (3)後付安全運転支援装置の購入費用の見積書の写し
- (4)後付安全運転支援装置の機能が確認できる書類の写し
- (5)住民票の写し(申請日前3月以内に発行されたもの)
- (6)市税の完納が証明されている納税証明書(申請日前3月以内に発行されたもの)

※ 裏面の同意事項に署名をした場合は、添付書類(5)及び(6)の提出の必要はありません。

(裏面)

誓約書兼同意書

下記の内容を読んで、□にチェックしてください。

【誓約事項】次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

☐ 転売等を目的としたものではありません。

☐ 事業用の自動車ではありません。

☐ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

【同意事項】次の事項を確認し、同意します。

☐ 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳及び市税等の納付状況について、市の担当職員が公簿等により確認することを承認します。

年 月 日

氏名(自署)

様式第2号(第7条関係)

富山市高齢者後付安全運転支援装置設置補助金交付決定通知書

富山市指令 第 号
年 月 日

様

富山市長



年 月 日付けで申請のありました富山市高齢者後付安全運転支援装置設置補助金については、富山市高齢者後付安全運転支援装置設置補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

交付決定額 金 円

富山市高齢者後付安全運転支援装置設置補助金実績報告書

年 月 日

(宛先)富山市長

住 所	
フリガナ	
氏 名	
電 話	

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定を受けた富山市高齢者後付安全運転支援装置設置補助金について、富山市高齢者後付安全運転支援装置設置補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり事業の実績を報告します。

記

後付安全運転支援装置の名称	
設置日	
自動車登録番号 (ナンバープレートの番号)	
補助対象経費 (購入にかかった費用)	金 円(税込み)

添付書類:安全運転支援装置の購入に係る領収書の写し

様式第4号(第9条関係)

富山市高齢者後付安全運転支援装置設置補助金額確定通知書

富山市指令 第 号
年 月 日

様

富山市長



年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定した富山市高齢者後付安全運転支援装置設置補助金については、富山市高齢者後付安全運転支援装置設置補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

後付安全運転支援装置名称	
補助金の確定額	金 円